

## 議案第220号

### 大阪広域水道企業団規約の一部変更に関する協議について

本市の大阪広域水道企業団への加入に係る大阪広域水道企業団規約の一部変更について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第1項の規定に基づき、次の規約案により堺市、岸和田市、豊中市、池田市、吹田市、泉大津市、高槻市、貝塚市、守口市、枚方市、茨木市、八尾市、泉佐野市、富田林市、寝屋川市、河内長野市、松原市、大東市、和泉市、箕面市、柏原市、羽曳野市、門真市、摂津市、高石市、藤井寺市、東大阪市、泉南市、四條畷市、交野市、大阪狭山市、阪南市、島本町、豊能町、能勢町、忠岡町、熊取町、田尻町、岬町、太子町、河南町及び千早赤阪村と協議する。

#### 大阪広域水道企業団規約の一部を変更する規約案

大阪広域水道企業団規約（平成22年11月2日大阪府指令市第2654号）の一部を次のように変更する。

第3条第4号中「前3号」を「前各号」に改め、同号を同条第5号とし、同条中第3号を第4号とし、第2号を第3号とし、第1号の次に次の1号を加える。

(2) 水道事業（構成団体が自ら行うものを除く。）の経営に関する事務

第4条中「大阪市中心区谷町2丁目3番12号」を「大阪市内」に改める。

第5条中「30人」を「37人」に改める。

別表中「堺市」を「大阪市、堺市」に改める。

#### 附 則

この規約は、平成26年4月1日から施行する。

平成25年 5 月 15 日提出

大阪市長 橋 下 徹

説 明

大阪府内の水道事業を統合する府域一水道の実現に向け、本市の大阪広域水道企業団への加入に係る大阪広域水道企業団規約の一部変更について、関係地方公共団体と協議する必要があるので、地方自治法第290条の規定により、この案を提出する次第である。

## 大阪広域水道企業団規約

### 第1章 総 則

(企業団の名称)

第1条 この企業団は、大阪広域水道企業団（以下「企業団」という。）という。

(企業団を組織する地方公共団体)

第2条 企業団は、別表に掲げる地方公共団体（以下「構成団体」という。）をもって組織する。

(企業団の共同処理する事務)

第3条 企業団は、次の各号に掲げる事務を共同処理する。

- (1) 水道用水供給事業の経営に関する事務
- (2) **水道事業（構成団体が自ら行うものを除く。）の経営に関する事務**
- (2) 水道事業の受託・技術的支援に関する事務
- (3)
- (3) 工業用水道事業の経営に関する事務
- (4)
- (4) 前3号に附帯する一切の事務
- (5) **前各号**

(企業団の事務所の位置)

第4条 企業団の事務所は、大阪府中央区谷町2丁目3番12号に置く。  
**大阪市内**

### 第2章 企業団の議会

(企業団の議会の組織及び議員の選挙方法)

第5条 企業団の議会の議員（以下「企業団議員」という。）の定数は、30人とする。  
**37人**

- 2 企業団議員は、構成団体の議会の議員の中から選挙する。
- 3 前項に規定する選挙の方法は、構成団体の長が共同して推選することによりこれを行う。

(議員の任期)

第6条 企業団議員の任期は、当該構成団体の議会の議員としての任期による。

- 2 企業団議員が構成団体の議会の議員でなくなったときは、同時にその職を失う。
- 3 企業団の議会の解散があったとき、又は企業団議員に欠員が生じたときは、前条の規定により、速やかにこれを選挙しなければならない。

(企業団議会の事務局)

第7条 企業団の議会に事務局を置く。

### 第3章 企業団の執行機関

#### (企業長)

第8条 企業団に企業長を置く。

- 2 企業長は、企業団を統轄し、これを代表する。
- 3 企業長は、構成団体の長の互選による。
- 4 企業長の任期は、当該構成団体の長の任期とする。

#### (補助職員)

第9条 企業団に職員を置く。

- 2 前項の職員は、企業長が任免する。

#### (監査委員)

第10条 企業団に監査委員2人を置く。

- 2 前項の監査委員は、企業長が企業団の議会の同意を得て、人格が高潔で、事業の経営管理に関し優れた識見を有する者のうちから選任する。
- 3 監査委員の任期は、4年とする。ただし、後任者が選任されるまでの間は、その職務を行うことを妨げない。
- 4 監査委員に事務局を置く。

#### (首長会議の設置)

第11条 企業団の事務に関する特に重要な事項を協議するため、首長会議を置く。

- 2 前項の首長会議の委員は、構成団体の長をもって充てる。
- 3 首長会議に必要な事項については、企業長が定める。

#### (運営協議会の設置)

第12条 企業団の事務に関する重要な事項を協議するため、運営協議会を置く。

- 2 前項の運営協議会の委員は、構成団体の水道事業管理者をもって充てる。ただし、水道事業管理者を置かない構成団体については、当該構成団体の長が指名する者をもって充てる。
- 3 運営協議会に必要な事項については、企業長が定める。

### 第4章 企業団の経費

#### (企業団の経費の支弁の方法)

第13条 企業団の経費は、料金、企業債、補助金、負担金その他収入をもって充てる。

- 2 前項の負担金は、構成団体の協議により定める。

### 第5章 その他

#### (補 則)

第14条 この規約の施行に関し必要な事項は、企業長が別に定める。

## 附 則

### (施行期日)

- 1 この規約は、平成23年4月1日から施行する。ただし、第1条、第2条、第8条及び第9条の規定は、大阪府知事の許可の日から施行する。

### (職務執行者)

- 2 この規約施行後、企業長が選任されるまでの間は、堺市長が企業長の職務を執行する。

### 別表（第2条関係）

大阪市、堺市、岸和田市、豊中市、池田市、吹田市、泉大津市、高槻市、貝塚市、守口市、枚方市、茨木市、八尾市、泉佐野市、富田林市、寝屋川市、河内長野市、松原市、大東市、和泉市、箕面市、柏原市、羽曳野市、門真市、摂津市、高石市、藤井寺市、東大阪市、泉南市、四條畷市、交野市、大阪狭山市、阪南市、島本町、豊能町、能勢町、忠岡町、熊取町、田尻町、岬町、太子町、河南町、千早赤阪村

(参 考)

## 地方自治法（抄）

（組織、事務及び規約の変更）

第286条 一部事務組合は、これを組織する地方公共団体（以下この節において「構成団体」という。）の数を増減し若しくは共同処理する事務を変更し、又は一部事務組合の規約を変更しようとするときは、関係地方公共団体の協議によりこれを定め、都道府県の加入するものにあつては総務大臣、その他のものにあつては都道府県知事の許可を受けなければならない。ただし、第287条第1項第1号、第4号又は第7号に掲げる事項のみに係る一部事務組合の規約を変更しようとするときは、この限りでない。

## 2 省 略

（議会の議決を要する協議）

第290条 第284条第2項、第286条（第286条の2第2項の規定によりその例によることとされる場合（同項の規定による規約の変更が第287条第1項第2号に掲げる事項のみに係るものである場合を除く。）を含む。）及び前2条の協議については、関係地方公共団体の議会の議決を経なければならない。